

第 3 6 回
草津市地域公共交通活性化再生協議会
会議録

令和 7 年 1 月 1 7 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第36回草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時：

令和7年1月17日（金）14時00分～15時10分

■場所：

滋賀県南部土木事務所 4階4A・4B会議室

■出席委員：22人

塚口委員、轟委員、福島委員、片岡委員、加藤委員、辻委員、南委員、宮下委員、
北村委員（近藤代理）、古澤委員（角元代理）、新委員（長瀬代理）、辰野委員、
松尾武文委員、糸委員、山路委員、前野委員、駒井委員、田中郁代委員、
金森委員（山本代理）、黒川委員、田中三男委員、松尾俊彦委員

■欠席委員：6人

池崎委員、布施委員、野村委員、池田委員、若月委員、妹尾委員

■事務局：

一浦部長、杉田副部長、岸本課長、赤山主査、河村主任、香林主事

■随行者：1人

野村（近畿運輸局滋賀運輸支局運輸企画専門官）

■傍聴者：1人

宇野

■その他：

守山市（都市計画部都市計画・交通政策課 大崎主任、福谷主任）
甲賀市（建設部公共交通推進課 中村課長補佐）

1. 開会

【事務局】

～開会～

【事務局】

～挨拶～

【事務局】

当協議会につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定される法定協議会として設置いたしております。

また、本日の会議は「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき、会議を公開するものとし、進めさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、当会議につきまして事前にホームページで開催の案内をしましたところ、現在、傍聴の方は1名お見えです。傍聴者の皆様へ、次の事項を守っていただきますようよろしくお願いいたします。会議の進行中は発言や飲食等はできません。また、事務局の記録用を除いて、撮影や録音等はできません。その他、会議の進行の妨げとなるような行為をされた場合は、退出していただくこととなりますので、御留意ください。以上、会議の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約」第17条第1項の規定では、総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができません。とされておりますが、本日は、委員28名中22名の出席でございますので、本日の会議が成立していますことを御報告いたします。なお、今回御欠席の御連絡をいただいております方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、併せて御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は先日郵送にて送付させていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。お手元に資料がございませんでしたら、事務局までお申し出ください。

よろしければ確認に移らせていただきます。

資料は、次第、委員名簿、協議会設置要綱、協議会規約、左上に議第1号と記載の資料、同じく議第2号の資料、議第3号の資料でございます。

また、当日配布資料といたしまして、皆様の机の上に、席次表と追加案件になりました議第4号の資料、まめバスマップ、まめタクマップを置かせていただいております。

また、本日の議題とは関係ございませんが、市がモビリティ・マネジメントの一環として

支援・協力を行った草津中学校様から、草津市の地域公共交通課題解決のために作成された、交通と観光を組み合わせた「まめぶらMAP」の贈呈を受けましたので、併せて配布させていただきます。

本日の資料、並びに参考資料ですが、不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

最後になりますが、議第3号「デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について」、議第4号「甲賀市コミュニティバス南草津線の廃止について」は、それぞれ、後ほど守山市様、甲賀市様に御入室いただき、御説明いただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、当協議会規約第15条第2項の規定に基づき、当協議会会長の会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、私の方で進行させていただきたいと思います。

それでは、審議の方に入りたいと思います。当協議会規約第22条第3項の、「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。」と定められております。従いまして、恐縮でございますが、選任された委員にお願いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、議案の審議に入ります。御審議いただく案件は4件でございます。

まず、議第1号の「民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、議第1号「民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行」につきまして、資料に基づき私から説明させていただきます。

議第1号につきましては、前回の協議会で方針を報告させていただきました社会医療法人誠光会、淡海医療センター様の送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について、草津

市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第4号の規定に基づき、承認を求めるものでございます。前回の報告内容にも触れながら、その後調整させていただいた部分を中心に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議第1号の表紙をめくっていただき、「資料1」を御覧ください。

まず、事業の概要ですが、本事業は、誠光会様が令和5年に実証運行を行った送迎バス「草津北ルート」を再編し、補助的交通として活用するものです。運行体制、運用につきましては前回報告から変更ございません。市と誠光会様が協定を結び、誠光会様が主体で運行を行います。運行にあたって市は、道路運送法の抵触しない範囲で実費の一部を補助いたします。来院者以外も無料で利用でき、各停留所で乗降可能な点が通常の送迎バスとは異なるポイントになります。

具体的な市と誠光会様の役割分担は一番下の表のとおりとなります。運行主体が誠光会様でありますことから、安全管理、車両点検整備、事故対応などは誠光会様がいき、市は事業内容についての対応や、市民に対して病院送迎バスを活用するという特性上、病院利用者も多数利用されることの注意点についても周知を行います。

裏面を御覧ください。実際のルート等になります。実証運行ルートのイメージは前回報告から変更ございません。元の「草津北ルート」を活かしつつ、バロー草津下物店から淡海医療センターを運行いたします。右側の図でいいますと、水色点線が実証運行ルートで、ほとんど被っているため見にくいですが、赤色実線が元の「草津北ルート」になります。

運行ダイヤにつきましては、訂正がございまして、先に修正点について説明をさせていただきます。時刻の部分ですが、往路1の下物出発7時43分となっておりますが7時40分の誤りでございます。それに伴いまして、近江医療センター到着8時17分となります。加えまして、往路3のバロー下物店10時45分発となっておりますもの、50分が正しく、伴いまして到着につきましても25分という形になっております。資料が間違っており申し訳ございませんでした。それでは内容の説明に戻させていただきます。

表に記載しておりますとおり、淡海医療センターへ向かう往路が3便、淡海医療センターから出発する復路が2便の合計5便で運行いたします。7時40分に下物から出発します往路1便目については、接続を図るためタクの運行時間外であります。誠光会様の要望により別途設けたものであるため、他の便と同様利用制限等は設けないまま、市の補助の対象外の便として運行いただきます。ダイヤの詳細については別紙にまとめさせていただいておりますので、そちらを御覧ください。

停留所につきましては、バロー草津下物店から淡海医療センターの区間約14kmを、生活拠点を繋ぎながら運行し、24カ所、往路1便目の下物を含めると25カ所停留します。停留所は既存のまめバス等停留所を併用することで費用や負担を抑えながら乗換もスムーズに行えるようにします。緑色塗りの停留所がまめバス・まめタクとの接続点、オレンジ色塗りの停留所が路線バスとの接続点となります。具体的な乗換時間についても別紙のダイ

ヤ上にまとめさせていただいております。

次のページを御覧ください。

実証運行の評価ですが、関係者と調整を行いました結果、利用者数、近江鉄道様路線バスへの影響、利用者の声、以上3つの基準から行うこととします。利用者数は誠光会様が昨年独自で実証運行された際の目標としていた1便あたり5名とその半分2名を足しました合計7名を基準に、近江鉄道様路線バスへの影響は停留所の重複がある南草津駅西口線上笠停留所から淡海医療センターの停留所の利用減少率やアンケートの結果から、利用者の声についてもアンケートの結果から評価を行います。また、影響についてはタクシーへの影響度合いについても加味します。

続いてスケジュールです。本日協議会で御承認いただき、5月の実証運行開始に向けて協定内容の整理など最終の調整を行っていきます。なお、最終調整の結果、多少ダイヤ変更等を行う可能性がございますが、関係者一任でお願いいたします。実証運行開始前後では周知活動を行い、7月から12月の間で評価に必要なデータを集め、関係者による評価を行ったうえで2月ごろに協議会でも評価を行っていただき、令和8年度からの本格運行を検討します。

裏面を御覧ください。最後に参考として改めて本事業の草津市地域公共交通計画上の位置づけについて触れさせていただきたいと思います。計画では、「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」の実現のため、本市の課題である「外出しづらい交通弱者の移動支援」に対応する基本方針として、「多様な輸送資源」を総動員するものとしております。輸送資源のなかでも送迎バスは「補助的交通」として位置付けられており、地域公共交通ネットワークの形成のため、地域公共交通との連携又はこれを補完する手段としての役割を目指しております。また、本事業は9つある計画目標の2つと直接関連しており、目標のうち1つ地域公共交通といったサービスを実施した事業者数は本事業により達成されるものであり、本市の地域公共交通に必要な事業であると考えております。

私の方からは以上になります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

前回に皆様が御意見を出されていたものを踏まえて、今回想定されたものというところで、何点か気になるところをお伺いさせていただきたいのですが。

苦情とかあった場合はこの問い合わせ対応といったところ、例えば乗務員への苦情等、全て誠光会様がされるということでしょうか。

乗降が自由になるということですが、降車ボタンなどはついているのでしょうか。

【事務局】

苦情対応につきましては、資料1-1の方にも記載させていただいております問い合わせ対応の役割分担になりますが、事業の内容であったり、病院以外の例えばまちづくりセンターから商業施設に向かうような中で生じる苦情等につきましては、基本的には市の方で受けさせていただきまして、乗務員の直接的なものであったり、外来の時間に間に合わなくなったといったお話等につきましては、まずは誠光会様の方で御対応いただくのがいいのかなと考えているところでございます。

降車ボタンにつきましては、車両の方が誠光会様に持っていただいております。資料1-1右上のところ写真を載せさせていただいている車両を想定しておりまして、こちらは降車ボタンが無い形になりますので、実際乗車いただいたときにどこで降りるのかということをお伝えいただくのかということとは、この後、誠光会様とお話を進めていくところです。

【委員】

ありがとうございます。本格運行も今後見据えているということなので、降車ボタンとかいうところはまた考えてもらえたらと思います。またタクシーへの影響もみていただけるといところで、近江鉄道様への影響も踏まえて、もともとある路線の再編も今後一緒に検討してもらえたらと思います。

1点だけ。今、国の方で予算が出されていまして、交通空白の解消等に向けた地域のリ・デザインの全面展開というところで、600億円近い予算が出されています。昨日くらいから、説明会が運輸局向けに始まっています。その中で去年から言わせてもらっている共創事業というところもまた今年予算が付きまして。採択が5月以降、実証運行が5月以降のものについて出されるというような話も昨日あったので、外に出せるような資料が出てきたらまた活用できるようなものであれば活用いただければと思います。その時に交通空白のプラットフォームというのが立ち上がっておりまして、草津市が参画していないといけないなど、厳しい条件が付いているので、その辺りも踏まえてよろしくお願いします。

【委員】

一点お尋ねしたいのですが、結構な取り組みだとおもうので、これ自体に反対するものではないですが、資料の中で1-1のところの実証運行にかかる運行経費の一部補助を行いますという言い方をしているのと、利用料金が無料ですよということですけども、これ、本格運行以降もそういう経費シミュレーションでやるということでしょうか。

【事務局】

まず前提として、道路運送法上の関係から実証運行の運行体制を維持したまま本格運行する場合につきましては、無料で行う必要があるものでございますので、そちらは御理解い

ただいたうえで評価等をいただく必要がございます。その上でなぜこの運行体制にしたのかという点や、無料で運行することについてどのように考えているのかという点などありますが、本事業における運行体制はまめバス等と同じで、資料 1－1 の下の部分でも説明させていただきましたとおり、市の役割が限りなく小さいものになっておりまして、且つ誠光会様はほかの送迎バスも実際に運行されております中で、両者にとって事業をスムーズにできるというところが、この体制をとった一つの利点になっているかなと思っております。ただ、この体制をとる場合は御指摘いただきましたように無料というところが付いてくるものですが、この点につきましては、市といたしましては必ずしも有償というところ、まめバスと同等の運賃設定というところにこだわる必要はないと考えておりまして、運賃による受益者、市民への直接的な負担が無くても今回の事業につきましては、事業者様、誠光会様にも大きな運行費用の負担をいただくことになっており、まめバスで運行して運賃を貰うよりもそういった事業者様等と負担を按分した方が最終的に市の財政負担というものが小さくなる場合は、その方が合理的というところも一点あるかなと思っております。

【委員】

ありがとうございます。実証運行といった場合に三者ですね、市がどれくらい持ち出しをするのか、利用者にどれくらい負担いただくのか、運行事業者がどれだけ負担するのかといったところの考え方を、これは初めての取り組みと思うので、これが一つのモデルになると思いますので、他自治体の事例等も含めてどういう風な建付けでやっているのか、今後出てきた時とか持続するうえでどういう基準で考えていったらいいのかという、有料化や補助率を下げたいとなったときにどのような考え方でいくのかというのが一つ大事だと思います。何故誠光会様は無料で対応しようと、誠光会様としてのメリットは何なのかというところが、経費的にどのくらいかかるのかわかりませんが、今一つメリットがはっきりしないところがありましたので、相手に市があつて、社会貢献ですという話だけでもない部分だと思いますので、そのあたりのところも公式の会議資料になるのか参考資料になるのかわかりませんが、今後も持続的にこれを進めていくのか基準をどのように可変的なものとして扱っていくのかというあたりも含めて、併せて研究検討していただけるといいかなと思います。

ちなみに、有償にすることも国交省的には可能というか、ありうるということですか。こういうケースの場合。

【委員】

手法は考えていかなければならないが、出来る方法を考えていくことになります。

【委員】

有償化することは不可能ではないという、今でも制度、枠組みにはなっているということでしょうか。

【委員】

お金の取り方の部分で、病院に来ている人は無料でその他の人は有料、そういう取り方になってくると、どういうふうにしていくかというところを考えなくてはなりません。

【委員】

ありがとうございます。そのあたりも含めて。非常に良い取り組みだと思いますので、御検討いただければと思います。

【会長】

本格運行に移行するときにもう一度十分検討していただくことになるかと思いますが、誠光会様はどういう様なメリットを感じておられるのか、市としてはどういう様な思いでこういう様な事業に参加しているのか、差し支えなければ一言お願いできますでしょうか。

【事務局】

誠光会様と市との協議の中で誠光会様にとってメリットというところだと、おっしゃっていただいたような市とタイアップしてやるという社会貢献というところの一つあると伺っております。後は単純に誠光会を発着点といたしますので、その分病院の利用者が増えて診療報酬の跳ね返りという部分。そちらが大きいのかなというふうに思っております。市の補助の金額につきましては、後は実際どれだけ利用者が出て、どれだけ誠光会、淡海医療センターに跳ね返りをもたらすことができるか、利用者を増やせるかというところが、次の本格運行や今後運行を続ける場合にいくら補助額を出すのかという一つのポイントにもなってくると思います。そういった意味で昨年度草津北ルートを御自身で運行された際には、掛ける運行経費に比べて跳ね返りが少なかったというところで一旦休止という判断をされたと伺っているところです。

【委員】

いろいろ大変な調整ありがとうございます。他職種との連携というのはどの分野でも必要となってくる中で、誠光会はコロナというものの乗り切ったときに、この送迎バスもいろいろ考え直されたところがあるかと思います。その中で自分たちの患者様の確保以上に交通の流れとして交通弱者の立場の考えに至られたと推察します。実証運行の時にいつも思いますのは、まめバスも始めは無料でした。その時は無料だからと人が使われて、有料になったら一気に減るというようなことを記憶していますが、実証運行の場合の市と誠光会の役割の中の、市の市民への周知のところ、実際周知をどのようにされるのか。まめバ

スの中での周知や、誠光会もバスの中に貼りだすのか。後のアンケートにつきましても運賃が掛かって大丈夫かというような質問等も含めて、未来にどのようにしていくかというヒントになるような、「便利であった」「良かった」だけではないところのアンケートの質問も考えて、まずは周知の方法、戦略とそれからアンケートによる効果の把握みたいなもの。概略でも教えていただければありがたい。

【事務局】

まず周知につきましては、資料１－３のスケジュールの一番下のところ、説明は省かせていただいたのですが、載せさせていただいているところです。予定では、５月１日の広報くさつで特集記事で大々的に全市民に伝わる形を考えております。後は、ルートイメージを御覧いただくとわかります通り、今回まちづくりセンターであったり、大きな商業施設をとおりますので、そういったところでの配架であったり、当然誠光会様の方にも周知活動を、広報手段等をもってお願いさせていただこうと思っているところです。

アンケートにつきましては、正直細かな内容は決まってないのですが、有償の場合というところも見据えた内容にさせていただきながら、もし、本格運行に移るのであればどういった形がいいのかというのが見えるものを事務局の方で検討させていただきたいと思います。

【会長】

他はよろしいでしょうか。それではいくつかの御発言はございましたが、この案件を否定するものではございませんでしたので、およそ了承されているとは思いますが、確認させていただきたいと思います。第１号議案は承認するという事でよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

送迎バスとその他のバスとどのように組み合わせるのか、各地にて事例もあるかとおもうのですが、私の記憶では、どちらかというと草津市よりもう少しローカルの部分で多かったかと思うのですが、お客様の多い草津市でどのようにシステムを機能させていくのか、そのところは事務局方で十分に御検討よろしくお願いします。

次に、議第２号の「デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業の一部見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。議第２号「デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業の一部見直しについて」、資料に基づき私から説明させていただきます。資料を御覧ください。議第２号につきまして、デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業の一部見直しについて、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第１８条第４号の規定に基づき、承認を求めるものです。

表紙を１枚めくっていただき、資料２－１を御覧ください。デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業について、地域からの要望に応じ、令和７年３月１日より下記のとおり見直しを行います。見直しを行う路線は、１０月３１日開催の第３５回公活協にて報告をさせていただきました、志津・志津南学区、東草津地域を運行する、青地笠井線、山寺新田線、草津駅山寺新田線です。それでは、路線毎に見直し内容を説明いたします。

青地笠井線の見直し内容につきましては、東草津地域とフレンドマート志津東草津店を繋ぐルートを設定するものとなります。地域より「フレンドマート志津東草津店に行く際に、短い距離で運行してほしい」と要望を受け、市といたしましても、当該地域のまめタク利用率が低く、利便性向上を図ることが必要と考えるため、新規にショートカットルートの設定を行うことといたしました。この見直しにより、設定したショートカットを利用した場合、かかる時間が２１分となり、運行時間の短縮ができます。具体的なルート設定は、「見直し後位置図」のとおり、②～⑤の停留所で乗車があり、かつ、その後⑧フレンドマートまでの停留所にて乗降予約がなかった場合に、⑥以降は通らずにフレンドマートまで行くルート設定となっております。

続きまして、資料２－２を御覧ください。山寺新田線の見直し内容につきましては、新規停留所の設置と、新規ルート（ショートカットルート）の追加となります。地域より「路線バスの減便により買い物等に行く手段がなくなったので、まめタクを運行してほしい」と要望を受け、市といたしましても、当該路線のまめタク利用率が低いことへの対策が必要であること、また、バス・タクシー事業者への影響が少ないと認められることから、利便性向上を図るため、新規停留所の設置と、新規ルート（ショートカットルート）の追加を行うことといたしました。この見直しにより、総運行時間は２６分から３２分になりますが、追加したルートをショートカットした場合、２６分と現状からの変更はございません。

次に、資料２－３を御覧ください。草津駅山寺新田線の見直し内容につきましては、新規停留所の設置と、新規ルート（ショートカットルート）の追加となります。地域より「まめバス廃止により駅への移動手段がなくなったので、駅接続路線を運行してほしい、路線バスの減便により買い物等に行く手段がなくなったので、まめタクを運行してほしい」と要望を受け、市といたしましても山寺新田線と同様、当該路線のまめタク利用率が低いことへの対策が必要であること、また、バス・タクシー事業者への影響が少ないと認められることから、利便性向上を図るため、新規停留所の設置と、新規ルート（ショートカットルート）の追加を行うことといたしました。新規停留所のうち②砂原会館前と③大上歯科前につきましては、青地笠井線の既存停留所を利用します。この見直しにより、総運行時間は２３分から２

6分になりますが、追加したルートをショートカットした場合は、現状と同じ23分となります。

ただいま説明いたしました、3路線の見直し内容につきましては“別紙”にまとめさせていただいております。また、紙面下部には、変更後の時刻表を掲載しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。なお、運行事業者と調整を行う中で、停留所の設置位置や時刻表の軽微な変更を行う場合がございますが、事務局の一任とさせていただきます。

最後に2-4を御覧ください。今後の予定につきましては、本日承認をいただいた後、3月1日運行開始に向けて、運行事業者においては認可の申請、地域においては利用にかかる広報啓発を行っていただくとともに、市において周知のため、広報くさつ2月号にてマップの配布を行う予定です。

私からは以上です。

【会長】

ただ今の説明について、御意見ございましたら承りたいと思います。

地元からの要望などをベースにしてこういう修正案を見直したものと解釈しておりますが、皆様の中から御意見が無ければ承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、第2号議案は承認とさせていただきます。

次に、議第3号の「デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について」ですが、こちらは守山市からの説明をお願いしたいと思います。守山市様御入室ください。

それでは改めまして、議第3号の「デマンド型乗合タクシー「もーりーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について」、守山市様から説明をお願いします。

【守山市】

はい、議長。

議第3号「デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について」、資料に基づき私から説明させていただきます。

資料の3を御覧ください。前回の第35回の協議会におきましても御説明をさせていただいたのですが、本市のデマンド乗合タクシーもーりーカーの目的地追加における制度改善を昨年から進めておりまして、その中で昨年11月6日から公募を開始させていただき、草津市域におきましても新たな商業施設の追加をさせていただくことが決定しましたので、報告させていただくものです。

また、併せまして今回草津市の商業施設の方に、もーりーカーを運行させていただくにあ

たりまして、運行区域の変更の手続きが必要になりますので、こちらにつきましても併せて報告させていただきます。

項目の1番目を御覧ください。こちら追加する商業施設といたしまして、記載のとおりになりますが、バロー草津下物店様、またマックスバリュ駒井沢店様の2店舗を、今回、もーりーカーの新たな目的地として追加をさせていただくことが決定いたしました。また、運行区域の変更ですが、現在守山市域を運行区域とさせていただいているもーりーカーですが、変更後につきましては、守山市域と草津市域の一部を運行するという形で手続きを進めていきたいと考えております。

資料を一枚めくっていただいて、簡単な地図になりますが、赤枠で囲われているのが守山市になっておりまして、これが現在のもーりーカーの運行区域になっております。こちらに追加するような形で地図の左下の部分の緑の枠で塗っているところですが、こちらを新たなもーりーカーの運行区域とさせていただきまして、こちら運行する中で、バロー草津下物店様とマックスバリュ駒井沢店様の方に運行したいと考えております。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

【会長】

ただいまの説明について、御質問、御意見ありましたらどうぞ。

【委員】

守山市様が来ていただいたのですから、少しお聞きしたいなど。もーりーカーさんを始めて何年になりますか。利用実績とか、どれくらい利用されているのかわかる範囲で教えてください。草津市もされているので、その比較と、なにか利用率が高い、何か秘訣があるのか、その辺りを出していただけたらと思います。

【守山市】

もーりーカーにつきましては、平成24年から開始をしている制度でございまして、今年で12年目を迎える制度でございます。実績といたしましては、令和5年の実績になりますが、年間で19,461件の利用がございまして、大体1日あたり55件程度の実績があるというところでございます。

【委員】

今、数字を聞いてびっくりしていますが、利用率がかなり高いという印象を受けますが、利用率を上げるために何か苦勞されたこととか、こういったことを改善したら良いのではないかとこのところを教えてくださいませんか。

【守山市】

実際にこういった効果があるのかというのは検証が難しいところではありますが、例えば昨年度で言いますと、普段から広報や市のホームページの方でこの制度のPRというのはさせていただいておりますが、昨年度におきましては、限定的にはなりますが、自治会にこちらから赴きまして制度の説明会、また登録会を実施させていただいております。その中でその自治会におけます登録者も増えますし、それに伴いまして利用件数も増えているのかなというふうには考えています。

【委員】

ありがとうございます。その登録制度というのに興味を持ったのですが、機会があれば聞かせていただければと思います。ありがとうございました。

【委員】

そもそもの話を聞きたいのですが、これ利用者の登録は守山市民だけですか。

【守山市】

市内在住の方を対象にしております。

【委員】

守山の乗合タクシーの場合、エリアですか、路線、経路運行ですか。

【守山市】

区域運行になっておりまして、決められた乗降場所というところが市内352箇所ございます。目的地というものが38箇所ございまして、その目的地と乗降場所とを結ぶ運行予約があった場合のみ走るという形になっております。

【委員】

経路やダイヤは設定しない形の乗合タクシーということですね。その場合に、運行区域というのはどういう定義付けになるのでしょうか。

【委員随行】

運行区域に関しましては結構大雑把なところがあるかと思います。

例えば守山市の何々地区とか、草津市の何々地域とかという形で事業者から申請していただくものになります。守山市様につきましては、乗降場所の区域運行から乗降場所こことピンポイントで設定されていますので、ここを乗降場所に設定しますことを申請書上記載いただくことになります。

【委員】

今回経路ではないので、どこの道を通るのかわからないのでこういう形のエリアで承認を取りたいという趣旨と理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

協議会の議論としてどういう風に影響範囲とか、これに対しての検討しなければならないこちら側、市もそうですし、事業者もそうですが、何にどういう観点でチェックをして承認を出すべきという考え方に立ったら良いのでしょうか。

【委員随席】

手続きのお話になりますが、守山市様の協議会の中では守山市の区域で動かすということだけしか承認が取れませんので、今回草津市で動かすということなので草津市の協議会でも合意を取ってください。さらに最終的には守山市様でも協議会で取ってくださいということが手続きの本質ということになりまして、審議いただきたい内容としまして、国の立場として一番気になるのは、草津市の交通への影響はないのか、草津市の行っている事業について影響がないかということについて審議をお願いしたいということです。特に守山市様の協議会で参加されておらずに草津市の協議会の中で参加されている事業者が多数おられますので、もし何かございましたら御意見を発言していただけたらと思います。

【会長】

ここで諮られるものですから、草津市の交通事業者に対してそれなりの意見聴取をされた上だと思うのですが、草津市域で営業されている交通事業者から何か御意見ございますでしょうか。

【委員】

弊社近江タクシーはまめタクの運行をさせていただいて、またもーりカーも運行させていただいております。以前から守山市様のほうから相談を受けまして、タクシー事業者として何か影響があるかというのも、こちらの二つのショッピングセンターからのタクシー利用というのは殆ど無いという状態でございますので、タクシー事業者的には影響が無いという判断でございます。

【会長】

ありがとうございました。

他に御意見はありませんでしょうか。

それではいくつか御発言ございましたが、これを推進するような方向の御意見であったかと思しますので、この第3号議案は承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

一言申し添えますが、行政区域という線を引くと、市の端っこは必ず存在することになりますが、隣接市からみると端っこではないとか、そういったこともあると思いますので、出来るだけ一体的に運用してもいいような、制度上の難しさもあろうかと思いますが、こういうことは是非利用者の立場から言えば推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

守山市様、ありがとうございました。

次に、議第4号の「甲賀市コミュニティバス南草津線の廃止について」ですが、こちらは甲賀市様からの説明をお願いしたいと思います。

それでは改めまして、議第4号の「甲賀市コミュニティバス南草津線の廃止について」、甲賀市様から説明をお願いします。

【甲賀市】

お手持ちの資料4と書いているものを御用意していただきたいと思います。それと合わせまして甲賀市の時刻表も併せて御覧いただければと考えています。

今回協議会の方でお諮りさせていただきたい案件としましては、甲賀市のコミュニティバスの南草津線というものがございまして、そちらの方の廃止ということでございます。

資料の一番最後のページ、運行している経路の簡単な地図をつけさせていただいております。まず路線の方ですが、甲賀市の土山町に田村神社というところがございます。国道1号上でございます。そちらから土山町のバス停を一部通りまして新名神高速道路の甲賀土山インターに入ります。そちらの方から草津市の草津田上インターで降りまして、南草津駅まで運行しているというような路線でございます。

そうしましたら、資料の最初のページに戻りたいと思います。

今回協議していただくにあたっての経緯の方を簡単に御説明させていただきたいと思います。本市のコミュニティバスにつきましても、今、全国的な課題になっております運転手不足が深刻な状況となっております。その関係で路線の直しをしなければ今の運行レベルで次の4月から運行することができないというような状況になってございます。その中で利用の少ない便をやむを得ず減便や路線の廃止をするということで予定をしております。その中で御説明させていただきました南草津線につきましても利用者の減少が続いておりますので、令和7年3月31日をもって路線を廃止したく今回協議させていただくというものになります。この案件につきましては昨年12月16日に甲賀市の方で地域公共交通活性化協議会を開催させていただきまして、概ねの廃止の方向性については御承認をいただいたという状況でございます。

まず1番目の本市の公共交通網の概要について簡単に説明させていただきたいと思います。甲賀市の方は面積もかなり広くございますので、鉄道3路線、近江鉄道様とJR草津線、信楽高原鉄道様そして本市のコミュニティバスが23路線、予約制の乗合タクシーが16線、それと3社の民間タクシーの方で交通空白地を生み出さないように交通網の方を形成している状況でございます。その中で今回コミュニティバスにつきましては、平日で約300便運行しておりまして、年間約52万人の利用があるということで県内の方でも御利用が多い、路線の方も多、便の方も多という状況になっております。特に利用される方の属性としましては、JR駅からの2次交通で通勤通学というのが一番大きい利用となっておりますが、本市はかなり広いので小学生と中学生もバスを使って通学していることも達も居るという状況でございます。表の文字が小さくて申し訳ないですが、令和6年度の上半期の利用数ということで書かせていただいております。路線の中で赤線を引っ張っていると特に利用の少ない路線ということで、来年度は廃止をしたいと考えておりますが、この中の一つ、今回協議させていただく南草津線につきましては半年間で184人とほかの路線と比べてもかなり少ない状況になっておりますので、廃止を検討している状況でございます。当市といたしましても高齢化が進む中で、かなりお客様からのニーズというものも多様化している状況でございます。そのような中でバスではなかなか高齢者の方の希望する目的地に行けないとか、希望する時間に行けないなどといったことがございますので、利用の少ない中山間部につきましては積極的に予約運行に切り替えてさせていただいております。その中で利用の多いコミュニティバス路線はしっかりと守っていききたいと、そのように考えているところでございます。

次に2ページよろしく申し上げます。今回南草津線を設定した経緯について御説明させていただきます。甲賀市の土山町というのは合併前という旧土山町というところになります。本市は5町合併しておりますが、この土山町だけが唯一鉄道が運行していない地域ということになっております。その中で土山地域の若い方の人口流出を抑えるため、主に大津市や草津市の高校へ進んでいる方の通学の利便性向上策として平成29年の10月からこの路線の運行を開始させていただきました。令和4年までにつきましては4往復8便という

ことで運行しておりましたが、コロナ禍とか少子化による利用者の大きな減少によりまして、令和5年度には3往復、令和6年度には朝の1往復の2便ということで運行してきたところでございます。

3番目に今年度の利用運行状況でございます。運行事業者につきましては、株式会社シガ・エージェントシステム様が運行しております。運行本数につきましては朝の1往復のみということで、行きの方は田村神社を6時55分に出発しまして南草津駅に7時45分、逆に帰ってくる路線についても一定の休憩を挟んだのちに南草津駅を8時5分に出発して田村神社までまた戻ってくるというような形でございます。こちらの方につきましては1往復にしたということで帰りの方はどうしているのかという話があると思いますが、帰りについては、うちが設定させていただいている定期券につきましては通常のコミュニティバスの定期券より約1,100円払っていただければ、南草津線も乗っていただくという定期券を購入していただくことができますので、導入当初から行きについてはこれを利用していただきますが、帰りについては草津線を通して貴生川駅からコミュニティバスで帰ってこられるという方が多かったというのが今までの現状でございます。現状といたしましては、次のページをお願いしたいのですが、まず収支状況ということで本市のコミュニティバスがこちらの方でどれくらいの経費を費やしているかということになります。利用者一人当たり運行することに約9,000円費用が掛かっているような状況となっております。

続きまして5番目の乗車人数でございます。乗車人数につきましては設定いたしました平成29年、平成30年位につきましては土山地域のこども達が朝については7人から8人当たり利用されていたという状況でございますが、昨年の令和5年度につきましては定期の購入者がゼロというような形になっておりました。今年度につきましても1往復に減便した後、少し様子を見ていましたが、利用の方は戻らず、今回も定期的に利用しているこどもはいないという状況になっておりますので、市全体のコミュニティバスの路線を考えた時にどうしても廃止しなければ運行を続けていくことはできないという形になっている状況であります。利用者につきましては1便あたり約1人ということで、1人は定期的な利用があるのではないかとということですが、恐らく定期券を買っているこどもさんが居ないので、ちょっと都合がある時に利用するとかいう子が居るのではないかと考えております。6番目の廃止に関する利用者への案内につきましては、2月上旬に本市の協議会を再度開催する予定をしておりますので、そちらの方で最終の決定をいただいた後、市のホームページや関係する停留所に廃止についての案内文を掲示しながら周知の方を進めていきたいと考えております。今説明の方が主に甲賀市の状況の説明になってしまったのですが、5番の乗車人数のところを御覧いただきますと行きの土山から出発するときの方が利用者は多い状況になってございますが、帰りの1便、南草津を8時に出発する便につきましても利用者はゼロではございません。こういった方が利用されているのか調査させていただいたところ甲賀市の子が大学などで夜に京都で遊んで帰るのに使ったというような場合もありますし、草津市の方とは限りませんが甲賀市以外の方が甲賀市に向かうのに御利用いただいて

いたという経緯はございます。数名ですがそういったこともあったということです。この11月について他と比べて利用が多くなっていますが、ちょうど甲賀市の方をフィールドにして勉強しているこどもさんがいらっしゃったということで、この一月だけは利用していたということを事業者から聞いております。そういった状況でございますので草津市にお住いの方につきましては利便性を著しく損なうというような状況ではないと考えておりますので、昨今の運転者不足の状況も踏まえまして、御認いただきましたらありがたいなと考えております。以上でございます。

【委員】

遠いところからお見えいただきありがとうございます。多分こちらの路線をされるときにもこの会議で御説明いただいたかと思います。その時も甲賀市様がこどもの教育のために、土山という交通が不便な住民のために、高速道路を使うのかと、私はすごく印象に残っていて、その経費よりもこどもの学習の方を担保するという姿勢に私は感動して、実は、南草津の帰りの便のところでよく通ります。忍者のバス、田村神社までいつか乗りたいなと思いつきながら利用が今まで出来ずにいるところです。甲賀市様のいわゆる交通政策だけでなく、福祉、教育、住民全体の事を考える姿勢、尊敬させていただいております。今回もきっと身を切るような思いでされるとは思いますが、これまでの何年間はきっと甲賀市民の皆様にも届くのではないかなと。今後、廃止されるまでに1回乗りたいなと思うようなところがありますが、これまでの御苦勞に敬意を表したいと思います。感想ばかりで申し訳ございません。素晴らしい行政の姿、ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。他に御発言ございますか。

南草津と甲賀市を結んでいるという、あまり事情を知らない者にとっても魅力的な路線であったなと思いますが、状況がございますので、残念ですけれども廃止にせざるを得ないということになってございます。この件につきまして委員の皆様の中から御発言が無ければ承認をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

甲賀市様、ありがとうございました。

本日の案件は以上となります。

その他、この機会に委員の皆様方から何かお伝えされることなどはございますでしょうか。では以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

3. 閉会

【事務局】

会長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

予定では、本日の会議をもって今年度の会議は終了と考えております。本日、4つ議題がございましたが、特に最初の二つ、草津市の事業の議事に関しまして、議第1につきまして、ここ十分な調整などをしてまいりまして、周知も務めまして実証実験につなげてまいりたいという風に考えております。議第2の方につきましては、地元からの要望ということでここまでこぎつけたので今後また地元の方にこのような形が取れたというようなことをお返しして、こちらの方も周知活動に努めたいと、せっかく設定したルートでございますので、こちらの方も御利用いただけるように広報に努めてまいります。そして来年度ですが、いろんな申請の内容、あるいは実績をさせていただきますとともに、本日議題にございました、一つ目の実証運行の結果ですね、こちらの検証の方を予定では2月ころですかね、させていただこうと考えておりますので、その節にはよろしくお願いいたします。

これをもちまして第36回草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を閉会とさせていただきます。どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

議事録署名人

.....

.....

